

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>土木設計業務等委託必携</p> <p>令和2年10月</p> <p>(令和3年1月一部改定) (令和7年6月一部改定)</p> <p>滋賀県土木交通部</p>	<p>土木設計業務等委託必携</p> <p>令和8年2月</p> <p>滋賀県土木交通部</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月		(新) 令和8年2月	
測量業務共通仕様書 目 次		測量業務共通仕様書 目 次	
第1章 総則	I-1- 4	第1章 総則	I-1- 4
第101条 適用	I-1- 4	第101条 適用	I-1- 4
第102条 用語の定義	I-1- 4	第102条 用語の定義	I-1- 4
第103条 受発注者の責務	I-1- 6	第103条 受発注者の責務	I-1- 6
第104条 業務の着手	I-1- 6	第104条 業務の着手	I-1- 6
第105条 測量の基準	I-1- 6	第105条 測量の基準	I-1- 6
第106条 業務の実施	I-1- 6	第106条 業務の実施	I-1- 6
第107条 設計図書の支給及び点検	I-1- 6	第107条 設計図書の支給及び点検	I-1- 6
第108条 監督職員	I-1- 6	第108条 監督職員	I-1- 6
第109条 主任技術者	I-1- 7	第109条 主任技術者	I-1- 7
第110条 担当技術者	I-1- 7	第110条 担当技術者	I-1- 7
第111条 提出書類	I-1- 7	第111条 提出書類	I-1- 7
第112条 打合せ等	I-1- 8	第112条 打合せ等	I-1- 8
第113条 業務計画書	I-1- 8	第113条 業務計画書	I-1- 9
第114条 資料等の貸与及び返却	I-1- 9	第114条 資料等の貸与及び返却	I-1- 9
第115条 関係官公庁への手続き等	I-1- 9	第115条 関係官公庁への手続き等	I-1- 9
第116条 地元関係者との交渉等	I-1- 9	第116条 地元関係者との交渉等	I-1- 10
第117条 土地への立入り等	I-1- 10	第117条 土地への立入り等	I-1- 10
第118条 成果物の提出	I-1- 10	第118条 成果物の提出	I-1- 11
第119条 関係法令及び条例の遵守	I-1- 11	第119条 関係法令及び条例の遵守	I-1- 11
第120条 検査	I-1- 11	第120条 検査	I-1- 11
第121条 修補	I-1- 11	第121条 修補	I-1- 12
第122条 条件変更等	I-1- 12	第122条 条件変更等	I-1- 12
第123条 契約変更	I-1- 12	第123条 契約変更	I-1- 12
第124条 履行期間の変更	I-1- 12	第124条 履行期間の変更	I-1- 12
第125条 一時中止	I-1- 12	第125条 一時中止	I-1- 13
第126条 発注者の賠償責任	I-1- 13	第126条 発注者の賠償責任	I-1- 13
第127条 受注者の賠償責任	I-1- 13	第127条 受注者の賠償責任	I-1- 13
第128条 部分使用	I-1- 13	第128条 部分使用	I-1- 13
第129条 再委託	I-1- 13	第129条 再委託	I-1- 13
第130条 成果物の使用等	I-1- 14	第130条 成果物の使用等	I-1- 14
第131条 守秘義務	I-1- 14	第131条 守秘義務	I-1- 14
第132条 個人情報の取扱い	I-1- 14	第132条 個人情報の取扱い	I-1- 14
第133条 安全等の確保	I-1- 16	第133条 安全等の確保	I-1- 16
第134条 臨機の措置	I-1- 17	第134条 臨機の措置	I-1- 17
第135条 履行報告	I-1- 17	第135条 履行報告	I-1- 17
第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	I-1- 17	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	I-1- 17
第137条 行政情報流出防止対策の強化	I-1- 17	第137条 行政情報流出防止対策の強化	I-1- 17

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第138条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による 不当介入の排除について… I-1- 18	第138条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による 不当介入の排除について… I-1- 18
第139条 保険加入の義務…………… I-1- 18	第139条 保険加入の義務…………… I-1- 19
測量報告書の作成…………… I-1- 21	測量報告書の作成…………… I-1- 19

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第1章 総則	第1章 総則
<p>第103条 受発注者の責務</p> <p>受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p>	<p>第103条 受発注者の責務</p> <p>① 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>② 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>③ 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p>
<p>第110条 担当技術者</p> <p>1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。</p> <p>2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p>	<p>第110条 担当技術者</p> <p>1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。</p> <p>2 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p>
<p>第112条 打合せ等</p> <p>1 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。</p> <p>また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>4-1 打合せ時には、主任技術者が立会うものとする。</p> <p>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」「ウイークリースタンス」に努める。</p>	<p>第112条 打合せ等</p> <p>1 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。</p> <p>また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>4-1 打合せ時には、主任技術者が立会うものとする。</p> <p>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」「ウイークリースタンス」に努める。</p> <p>ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>ウイークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に受注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>第132条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第132条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>第139条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p>第139条 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月		(新) 令和8年2月	
地質・土質調査業務共通仕様書 目 次		地質・土質調査業務共通仕様書 目 次	
第1章 総則	I-2- 6	第1章 総則	I-2- 6
第101条 適用	I-2- 6	第101条 適用	I-2- 6
第102条 用語の定義	I-2- 6	第102条 用語の定義	I-2- 6
第103条 受発注者の責務	I-2- 8	第103条 受発注者の責務	I-2- 8
第104条 業務の着手	I-2- 8	第104条 業務の着手	I-2- 8
第105条 調査地点の確認	I-2- 8	第105条 調査地点の確認	I-2- 8
第106条 設計図書の支給及び点検	I-2- 8	第106条 設計図書の支給及び点検	I-2- 8
第107条 監督職員	I-2- 8	第107条 監督職員	I-2- 9
第108条 主任技術者	I-2- 9	第108条 主任技術者	I-2- 9
第109条 照査技術者及び照査の実施	I-2- 9	第109条 照査技術者及び照査の実施	I-2- 9
第110条 担当技術者	I-2- 10	第110条 担当技術者	I-2- 10
第111条 提出書類	I-2- 10	第111条 提出書類	I-2- 10
第112条 打合せ等	I-2- 11	第112条 打合せ等	I-2- 11
第113条 業務計画書	I-2- 11	第113条 業務計画書	I-2- 11
第114条 資料等の貸与及び返却	I-2- 12	第114条 資料等の貸与及び返却	I-2- 12
第115条 関係官公庁への手続き等	I-2- 12	第115条 関係官公庁への手続き等	I-2- 12
第116条 地元関係者との交渉等	I-2- 12	第116条 地元関係者との交渉等	I-2- 12
第117条 土地への立入り等	I-2- 12	第117条 土地への立入り等	I-2- 13
第118条 成果物の提出	I-2- 13	第118条 成果物の提出	I-2- 13
第119条 関係法令及び条例の遵守	I-2- 13	第119条 関係法令及び条例の遵守	I-2- 14
第120条 検査	I-2- 13	第120条 検査	I-2- 14
第121条 修補	I-2- 14	第121条 修補	I-2- 14
第122条 条件変更等	I-2- 14	第122条 条件変更等	I-2- 14
第123条 契約変更	I-2- 14	第123条 契約変更	I-2- 15
第124条 履行期間の変更	I-2- 15	第124条 履行期間の変更	I-2- 15
第125条 一時中止	I-2- 15	第125条 一時中止	I-2- 15
第126条 発注者の賠償責任	I-2- 15	第126条 発注者の賠償責任	I-2- 16
第127条 受注者の賠償責任	I-2- 16	第127条 受注者の賠償責任	I-2- 16
第128条 部分使用	I-2- 16	第128条 部分使用	I-2- 16
第129条 再委託	I-2- 16	第129条 再委託	I-2- 16
第130条 成果物の使用等	I-2- 16	第130条 成果物の使用等	I-2- 16
第131条 守秘義務	I-2- 16	第131条 守秘義務	I-2- 17
第132条 個人情報の取扱い	I-2- 17	第132条 個人情報の取扱い	I-2- 17
第133条 安全等の確保	I-2- 18	第133条 安全等の確保	I-2- 18
第134条 臨機の措置	I-2- 19	第134条 臨機の措置	I-2- 19
第135条 履行報告	I-2- 19	第135条 履行報告	I-2- 20
第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	I-2- 20	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	I-2- 20
第137条 行政情報流出防止対策の強化	I-2- 20	第137条 行政情報流出防止対策の強化	I-2- 20

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第138条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による 不当介入の排除について… I -2- 21	第138条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による 不当介入の排除について… I -2- 21
第139条 保険加入の義務… I -2- 21	第139条 保険加入の義務… I -2- 21
第2章 機械ボーリング… I -2- 22	第2章 機械ボーリング… I -2- 22
第201条 目的… I -2- 22	第201条 目的… I -2- 22
第202条 土質の分類… I -2- 22	第202条 土質の分類… I -2- 22
第203条 調査等… I -2- 22	第203条 調査等… I -2- 22
第204条 成果物… I -2- 23	第204条 成果物… I -2- 23
第3章 サンプリング… I -2- 24	第3章 サンプリング… I -2- 24
第301条 目的… I -2- 24	第301条 目的… I -2- 24
第302条 採取方法… I -2- 24	第302条 採取方法… I -2- 24
第303条 試料の取扱い… I -2- 24	第303条 試料の取扱い… I -2- 24
第304条 成果物… I -2- 24	第304条 成果物… I -2- 24
第4章 サウンディング… I -2- 25	第4章 サウンディング… I -2- 25
第1節 標準貫入試験… I -2- 25	第1節 標準貫入試験… I -2- 25
第401条 目的… I -2- 25	第401条 目的… I -2- 25
第402条 試験等… I -2- 25	第402条 試験等… I -2- 25
第403条 成果物… I -2- 25	第403条 成果物… I -2- 25
第2節 スウェーデン式サウンディング試験… I -2- 25	第2節 スクリューウェイト貫入試験 (旧)スウェーデン式サウンディング試験… I -2- 25
第404条 目的… I -2- 25	第404条 目的… I -2- 25
第405条 試験等… I -2- 25	第405条 試験等… I -2- 25
第406条 成果物… I -2- 25	第406条 成果物… I -2- 25
第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験… I -2- 26	第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験… I -2- 26
第407条 目的… I -2- 26	第407条 目的… I -2- 26
第408条 試験等… I -2- 26	第408条 試験等… I -2- 26
第409条 成果物… I -2- 26	第409条 成果物… I -2- 26
第4節 ポータブルコーン貫入試験… I -2- 26	第4節 ポータブルコーン貫入試験… I -2- 26
第410条 目的… I -2- 26	第410条 目的… I -2- 26
第411条 試験等… I -2- 26	第411条 試験等… I -2- 26
第412条 成果物… I -2- 26	第412条 成果物… I -2- 26
第5節 簡易動的コーン貫入試験… I -2- 26	第5節 簡易動的コーン貫入試験… I -2- 26
第413条 目的… I -2- 26	第413条 目的… I -2- 26
第414条 試験等… I -2- 27	第414条 試験等… I -2- 27
第415条 成果物… I -2- 27	第415条 成果物… I -2- 27

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第1章 総則	第1章 総則
第103条 受発注者の責務 <p>受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p>	第103条 受発注者の責務 <p>① 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>② 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>③ 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p>
第109条 照査技術者及び照査の実施 <p>1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、または応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）もしくは応用理学部門（選択科目：地質））、地質調査業者登録規定に基づく技術管理者、R C C M（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならぬ。</p> <p>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならぬ。</p> <p>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならぬ。</p> <p>(5) 照査技術者は、照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p>	第109条 照査技術者及び照査の実施 <p>1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、または応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）もしくは応用理学部門（選択科目：地質））、地質調査業者登録規定に基づく技術管理者、R C C M（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならぬ。</p> <p>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならぬ。</p> <p>(5) 照査技術者は、照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名または記名押印のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p>
第112条 打合せ等 <p>1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p>	第112条 打合せ等 <p>1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>3-1 打合せ時には、主任技術者が立会うものとする。</p> <p>4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。</p> <p>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」「ウイークリースタンス」に努める。</p>	<p>3-1 打合せ時には、主任技術者が立会うものとする。</p> <p>4 打合せの想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。</p> <p>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」「ウイークリースタンス」に努める。</p> <p>ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日の対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>ウイークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p>
第132条 個人情報の取扱い <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	第132条 個人情報の取扱い <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
第133条 安全等の確保 <p>1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車輌等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。</p>	第133条 安全等の確保 <p>1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車輌等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和7年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。</p>
第139条 保険加入の義務 <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	第139条 保険加入の義務 <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第203条 調査等</p> <p>5 檜尺</p> <p>(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 サウンディング</p> <p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第404条 目的</p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第405条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。</p> <p>2 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。</p> <p>3 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。</p> <p>第406条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内水平載荷試験</p> <p>第501条 目的</p> <p>孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第203条 調査等</p> <p>5 檜尺</p> <p>(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会もしくは遠隔臨場のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 サウンディング</p> <p>第2節 スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）</p> <p>第404条 目的</p> <p>スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第405条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1221（スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））によるものとする。</p> <p>2 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。</p> <p>3 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。</p> <p>第406条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（スクリューウェイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内載荷試験</p> <p>第501条 目的</p> <p>孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求ることを目的とする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>第502条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JGS 1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）によるものとする。</p> <p>2 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。</p> <p>3 測定 孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p> <p>(1) 点検とキャリブレーション 試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。</p> <p>(2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認 試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。</p> <p>(3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。</p> <p>(5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。</p> <p>(6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時にを行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6KN/m²ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。</p>	<p>第502条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>2 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。</p> <p>3 測定 孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p> <p>(1) 点検とキャリブレーション 試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。</p> <p>(2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認 試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。</p> <p>(3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。</p> <p>(5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。</p> <p>(6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時にを行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6KN/m²ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。</p>
<p>第503条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値</p> <p>(2) 荷重強度－変位曲線</p> <p>(3) 地盤の変形係数</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）により整理し提出するものとする。</p>	<p>第503条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値</p> <p>(2) 荷重強度－変位曲線</p> <p>(3) 地盤の変形係数</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>
<p>第2節 地盤の平板載荷試験</p> <p>第505条 試験等</p> <p>試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）によるものとする。</p> <p>(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。</p>	<p>第2節 地盤の平板載荷試験</p> <p>第505条 試験等</p> <p>試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（平板載荷試験方法）によるものとする。</p> <p>(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。</p>
<p>第506条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、測定値</p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。</p> <p>(3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。</p>	<p>第506条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、測定値</p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。</p> <p>(3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>第5節 現場透水試験</p> <p>第515条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1614により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 解析等調査業務</p> <p>第602条 業務内容</p> <p>1 解析等調査業務の内容は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>2 既存資料の収集・現地調査は以下による。</p> <p>(1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地周辺の現地調査</p> <p>3 資料整理とりまとめ</p> <p>(1) 各種計測結果の評価及び考察 (2) 異常データのチェック (3) 試料の観察 (4) ポーリング柱状図の作成</p> <p>4 断面図等の作成</p> <p>(1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p> <p>5 総合解析とりまとめ</p> <p>(1) 調査地周辺の地形・地質の検討 (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定 (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合） (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討） (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）</p> <p>6 前項によらず次の内容は含まないものとする。</p> <p>(1) 杠の支持力計算、圧密沈下（沈下量及び沈下時間）計算、応力分布及びすべり計算等の具体的な計算業務 (2) 高度な土質・地盤定数の計算と検討、軟弱地盤等に対する対策方法の検討、安定解析、液状化解析、特定の基礎工法や土木構造物に関する具体的な検討、土質工学及び地質工学に基づく地盤に関する総合的検討</p>	<p>第5節 現場透水試験</p> <p>第515条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 16141314によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 解析等調査業務</p> <p>第602条 業務内容</p> <p>1 解析等調査業務の内容は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>2 計画準備 業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。</p> <p>3 既存資料の収集・現地調査は以下による。</p> <p>(1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地周辺の現地調査</p> <p>4 資料整理とりまとめ</p> <p>(1) 各種計測結果の評価及び考察 (2) 異常データのチェック (3) 試料の観察 (4) ポーリング柱状図の作成</p> <p>5 断面図等の作成</p> <p>(1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p> <p>6 総合解析とりまとめ</p> <p>(1) 調査地周辺の地形・地質の検討 (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定 (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合） (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討） (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）</p> <p>7 前項によらず次の内容は含まないものとする。</p> <p>(1) 杠の支持力計算、圧密沈下（沈下量及び沈下時間）計算、応力分布及びすべり計算等の具体的な計算業務 (2) 高度な土質・地盤定数の計算と検討、軟弱地盤等に対する対策方法の検討、安定解析、液状化解析、特定の基礎工法や土木構造物に関する具体的な検討、土質工学及び地質工学に基づく地盤に関する総合的検討</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月		(新) 令和8年2月	
土木設計業務等共通仕様書		土木設計業務等共通仕様書	
第1編 共通編		第1編 共通編	
目 次		目 次	
第1編 共通編	I - 3 - 4	第1編 共通編	I - 3 - 4
第1章 総則	I - 3 - 4	第1章 総則	I - 3 - 4
第1101条 適用	I - 3 - 4	第1101条 適用	I - 3 - 4
第1102条 用語の定義	I - 3 - 64	第1102条 用語の定義	I - 3 - 64
第1103条 受発注者の責務	I - 3 - 6	第1103条 受発注者の責務	I - 3 - 6
第1104条 業務の着手	I - 3 - 6	第1104条 業務の着手	I - 3 - 6
第1105条 設計図書の支給及び点検	I - 3 - 6	第1105条 設計図書の支給及び点検	I - 3 - 6
第1106条 監督職員	I - 3 - 6	第1106条 監督職員	I - 3 - 6
第1107条 管理技術者	I - 3 - 6	第1107条 管理技術者	I - 3 - 7
第1108条 照査技術者及び照査の実施	I - 3 - 7	第1108条 照査技術者及び照査の実施	I - 3 - 7
第1108条の2 技術者の資格要件等	I - 3 - 8	第1108条の2 技術者の資格要件等	I - 3 - 8
第1109条 担当技術者	I - 3 - 8	第1109条 担当技術者	I - 3 - 9
第1110条 提出書類	I - 3 - 9	第1110条 提出書類	I - 3 - 9
第1111条 打合せ等	I - 3 - 10	第1111条 打合せ等	I - 3 - 10
第1112条 業務計画書	I - 3 - 10	第1112条 業務計画書	I - 3 - 10
第1113条 資料の貸与及び返却	I - 3 - 10	第1113条 資料の貸与及び返却	I - 3 - 11
第1114条 関係官公庁への手続き等	I - 3 - 11	第1114条 関係官公庁への手続き等	I - 3 - 11
第1115条 地元関係者との交渉等	I - 3 - 11	第1115条 地元関係者との交渉等	I - 3 - 11
第1116条 土地への立入り等	I - 3 - 11	第1116条 土地への立入り等	I - 3 - 11
第1117条 成果物の提出	I - 3 - 12	第1117条 成果物の提出	I - 3 - 12
第1118条 関連法令及び条例の遵守	I - 3 - 12	第1118条 関連法令及び条例の遵守	I - 3 - 12
第1119条 検査	I - 3 - 12	第1119条 検査	I - 3 - 13
第1120条 修補	I - 3 - 13	第1120条 修補	I - 3 - 13
第1121条 条件変更等	I - 3 - 13	第1121条 条件変更等	I - 3 - 13
第1122条 契約変更	I - 3 - 13	第1122条 契約変更	I - 3 - 13
第1123条 履行期間の変更	I - 3 - 13	第1123条 履行期間の変更	I - 3 - 14
第1124条 一時中止	I - 3 - 14	第1124条 一時中止	I - 3 - 14
第1125条 発注者の賠償責任	I - 3 - 14	第1125条 発注者の賠償責任	I - 3 - 14
第1126条 受注者の賠償責任	I - 3 - 14	第1126条 受注者の賠償責任	I - 3 - 14
第1127条 部分使用	I - 3 - 14	第1127条 部分使用	I - 3 - 15
第1128条 再委託	I - 3 - 15	第1128条 再委託	I - 3 - 15
第1129条 成果物の使用等	I - 3 - 15	第1129条 成果物の使用等	I - 3 - 15
第1130条 守秘義務	I - 3 - 15	第1130条 守秘義務	I - 3 - 15
第1131条 個人情報の取扱い	I - 3 - 16	第1131条 個人情報の取扱い	I - 3 - 16
第1132条 安全等の確保	I - 3 - 17	第1132条 安全等の確保	I - 3 - 17
第1133条 臨機の措置	I - 3 - 18	第1133条 臨機の措置	I - 3 - 18
第1134条 履行報告	I - 3 - 18	第1134条 履行報告	I - 3 - 18

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更…………… I -3- 18	第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更…………… I -3- 18
第1136条 行政情報流出防止対策の強化…………… I -3- 18	第1136条 行政情報流出防止対策の強化…………… I -3- 18
第1137条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による 不当介入の排除について… I -3- 19	第1137条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による 不当介入の排除について… I -3- 20
第1138条 保険加入の義務…………… I -3- 20	第1138条 保険加入の義務…………… I -3- 20
第2章 設計業務等一般…………… I -3- 21	第2章 設計業務等一般…………… I -3- 21
第1201条 使用する技術基準等…………… I -3- 21	第1201条 使用する技術基準等…………… I -3- 21
第1202条 現地踏査…………… I -3- 21	第1202条 現地踏査…………… I -3- 21
第1203条 設計業務等の種類…………… I -3- 21	第1203条 設計業務等の種類…………… I -3- 21
第1204条 調査業務の内容…………… I -3- 21	第1204条 調査業務の内容…………… I -3- 21
第1205条 計画業務の内容…………… I -3- 21	第1205条 計画業務の内容…………… I -3- 21
第1206条 設計業務の内容…………… I -3- 21	第1206条 設計業務の内容…………… I -3- 21
第1207条 調査業務の条件…………… I -3- 22	第1207条 調査業務の条件…………… I -3- 22
第1208条 計画業務の条件…………… I -3- 22	第1208条 計画業務の条件…………… I -3- 22
第1209条 設計業務の条件…………… I -3- 22	第1209条 設計業務の条件…………… I -3- 22
第1210条 調査業務及び計画業務の成果…………… I -3- 23	第1210条 調査業務及び計画業務の成果…………… I -3- 23
第1211条 設計業務の成果…………… I -3- 24	第1211条 設計業務の成果…………… I -3- 24
第1212条 環境配慮の条件…………… I -3- 25	第1212条 環境配慮の条件…………… I -3- 25
第1213条 維持管理への配慮…………… I -3- 25	第1213条 維持管理への配慮…………… I -3- 25
第1214条 グリーンインフラの実践…………… I -3- 25	第1214条 グリーンインフラの実践…………… I -3- 25
滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件 別表…………… I -3- 26	滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件 別表…………… I -3- 26
設計業務等報告書の作成…………… I -3- 29	設計業務等報告書の作成…………… I -3- 29
(参考) 主要技術基準及び参考図書…………… I -3- 31	(参考) 主要技術基準及び参考図書…………… I -3- 31

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則
<p>第1103条 受発注者の責務</p> <p>受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p>	<p>第1103条 受発注者の責務</p> <p>1 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>3 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p>
<p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(3) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。</p> <p>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>(6) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は国土交通省が定めた「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。</p> <p>I 桶門・桶管詳細設計 II 排水機場詳細設計 III 築堤護岸詳細設計 IV 道路詳細設計（平面交差点を含む） V 橋梁詳細設計 VI 山岳トンネル詳細設計 VII 共同溝詳細設計 VIII 仮設構造物詳細設計</p>	<p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(3) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。</p> <p>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告をとりまとめ、照査技術者の責において署名または記名押印のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>(6) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は国土交通省が定めた「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。</p> <p>I 桶門・桶管詳細設計 II 排水機場詳細設計 III 築堤護岸詳細設計 IV 道路詳細設計（平面交差点を含む） V 橋梁詳細設計 VI 山岳トンネル詳細設計 VII 共同溝詳細設計 VIII 仮設構造物詳細設計</p>
<p>第1111条 打合せ等</p> <p>1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p>	<p>第1111条 打合せ等</p> <p>1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」「ウイークリースタンス」に努める。</p>	<p>2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」「ウイークリースタンス」に努める。</p> <p>ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日の対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>ウイークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p>
第1131条 個人情報の取扱い <p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	第1131条 個人情報の取扱い <p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
第1138条 保険加入の義務 <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	第1138条 保険加入の義務 <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならぬ。</p>
第2章 設計業務等一般	第2章 設計業務等一般
第1212条 環境配慮の条件 <p>1 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。</p> <p>なお、受注者は、物品使用の検討にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保およびコスト等に留意しつつ、滋賀県グリーン購入基本方針に定められた特定調達品目および施行調達品目の採用を推進するものとする。</p>	第1212条 環境配慮の条件 <p>1 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。</p> <p>なお、受注者は、物品使用の検討にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保およびコスト等に留意しつつ、滋賀県グリーン購入基本方針に定められた特定調達品目および施行調達品目の採用を推進するものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>2-2 材料の比較・選定にあたっては、品質、価格、流通、製造状況等を考慮のうえ、滋賀県リサイクル認定製品の活用を検討するものとし、以下により取りまとめるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 仕様（規格、寸法、品質等）を整理 (2) 仕様を満たす滋賀県リサイクル認定製品を抽出 (3) 滋賀県リサイクル認定製品について、滋賀県実施設計積算単価表、物価資料等を用いて通常製品との単価比較 <p>なお、滋賀県リサイクル認定製品一覧は滋賀県ホームページの以下に掲載されているので、最新の認定製品一覧を参考とすること。</p> <p>県民の方>環境・自然>廃棄物>許認可・申請・届出>滋賀県リサイクル製品認定制度</p> <p>3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p> <p>4 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。</p> <p>追加</p> <p>(参考) 主要技術基準及び参考図書 基準および図書類の更新</p>	<p>2-2 材料の比較・選定にあたっては、品質、価格、流通、製造状況等を考慮のうえ、滋賀県リサイクル認定製品の活用を検討するものとし、以下により取りまとめるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 仕様（規格、寸法、品質等）を整理 (2) 仕様を満たす滋賀県リサイクル認定製品を抽出 (3) 滋賀県リサイクル認定製品について、滋賀県実施設計積算単価表、物価資料等を用いて通常製品との単価比較 <p>なお、滋賀県リサイクル認定製品一覧は滋賀県ホームページの以下に掲載されているので、最新の認定製品一覧を参考とすること。</p> <p>県民の方>環境・自然>廃棄物>リサイクル>滋賀県リサイクル製品認定制度～ピワカルエコシップ</p> <p>3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p> <p>4 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。</p> <p>第1214条 グリーンインフラの実践</p> <p>1 受注者は、グリーンインフラの実践に向けて「滋賀のグリーンインフラ取組方針」（令和7年3月滋賀県土木交通部）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。</p> <p>(参考) 主要技術基準及び参考図書 基準および図書類の更新</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月																								
<p style="text-align: center;">第2編 河川編 第1章 河川環境調査</p> <p>第4節 成果物 第2121条 成果物</p> <p>1 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1.1 成果物一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成果物項目</th><th style="text-align: center;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">環境影響評価報告書一式</td><td style="text-align: center;">※ 1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">方法書（案）</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備書（案）</td><td style="text-align: center;">※ 2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価書（案）</td><td style="text-align: center;">※ 2</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※ 2 要約書（案）を含むものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 河川構造物設計</p> <p>第3節 護岸設計 第2307条 護岸詳細設計</p> <p>(6) 施工計画</p> <p>1) 施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ①施工条件 ②施工方法 ③土工計画 ④工程計画 ⑤動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥工事機械、仮設備とその配置 ⑦環境保全対策 ⑧安全対策 2) 仮設計画</p>	成果物項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※ 1	方法書（案）		準備書（案）	※ 2	評価書（案）	※ 2	<p style="text-align: center;">第2編 河川編 第1章 河川環境調査</p> <p>第4節 成果物 第2121条 成果物</p> <p>1 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1.1 成果物一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成果物項目</th><th style="text-align: center;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計画段階配慮書（案）</td><td style="text-align: center;">※ 2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境影響評価報告書一式</td><td style="text-align: center;">※ 1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">方法書（案）</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備書（案）</td><td style="text-align: center;">※ 2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価書（案）</td><td style="text-align: center;">※ 2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価書の補正等</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※ 2 要約書（案）を含むものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 河川構造物設計</p> <p>第3節 護岸設計 第2307条 護岸詳細設計</p> <p>(6) 施工計画及び仮設計画</p> <p>1) 施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ①施工条件 ②施工方法 ③土工計画 ④工程計画 ⑤動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥工事機械、仮設備とその配置 ⑦環境保全対策 ⑧安全対策 2) 仮設計画</p>	成果物項目	摘要	計画段階配慮書（案）	※ 2	環境影響評価報告書一式	※ 1	方法書（案）		準備書（案）	※ 2	評価書（案）	※ 2	評価書の補正等	
成果物項目	摘要																								
環境影響評価報告書一式	※ 1																								
方法書（案）																									
準備書（案）	※ 2																								
評価書（案）	※ 2																								
成果物項目	摘要																								
計画段階配慮書（案）	※ 2																								
環境影響評価報告書一式	※ 1																								
方法書（案）																									
準備書（案）	※ 2																								
評価書（案）	※ 2																								
評価書の補正等																									

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</p> <p>(7) 図面作成</p> <p>受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。</p> <p>なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。</p>	<p>受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</p> <p>(7) 図面作成及びパース作成</p> <p>受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。</p> <p>なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月		(新) 令和8年2月	
第4編 砂防及び地すべり対策編 目 次		第4編 砂防及び地すべり対策編 目 次	
第4編 砂防及び地すべり対策編	I-6- 5	第4編 砂防及び地すべり対策編	I-6- 5
第1章 砂防環境調査	I-6- 5	第1章 砂防環境調査	I-6- 5
第1節 砂防環境調査の種類	I-6- 5	第1節 砂防環境調査の種類	I-6- 5
第4101条 砂防環境調査の種類	I-6- 5	第4101条 砂防環境調査の種類	I-6- 5
第2節 自然環境調査	I-6- 5	第2節 自然環境調査	I-6- 5
第4102条 自然環境調査の区分	I-6- 5	第4102条 自然環境調査の区分	I-6- 5
第4103条 魚類調査	I-6- 5	第4103条 魚類調査	I-6- 5
第4104条 植物調査	I-6- 6	第4104条 植物調査	I-6- 6
第4105条 鳥類調査	I-6- 6	第4105条 鳥類調査	I-6- 6
第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査	I-6- 7	第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査	I-6- 7
第4107条 陸上昆虫類調査	I-6- 7	第4107条 陸上昆虫類調査	I-6- 7
第4108条 底生生物調査	I-6- 8	第4108条 底生生物調査	I-6- 8
第3節 景観調査	I-6- 8	第3節 景観調査	I-6- 8
第4109条 景観調査	I-6- 8	第4109条 景観調査	I-6- 8
第4節 溪流空間利用実態調査	I-6- 9	第4節 溪流空間利用実態調査	I-6- 9
第4110条 溪流空間実態利用調査	I-6- 9	第4110条 溪流空間実態利用調査	I-6- 9
第5節 成果物及び貸与資料	I-6- 9	第5節 成果物及び貸与資料	I-6- 9
第4111条 成果物	I-6- 9	第4111条 成果物	I-6- 9
第4112条 貸与資料	I-6- 9	第4112条 貸与資料	I-6- 9
第2章 砂防調査・計画	I-6- 11	第2章 砂防調査・計画	I-6- 11
第1節 砂防調査・計画	I-6- 11	第1節 砂防調査・計画	I-6- 11
第4201条 砂防調査・計画の種類	I-6- 11	第4201条 砂防調査・計画の種類	I-6- 11
第2節 砂防調査	I-6- 11	第2節 砂防調査	I-6- 11
第4202条 砂防調査の区分	I-6- 11	第4202条 砂防調査の区分	I-6- 11
第4203条 水系砂防 調査	I-6- 11	第4203条 土砂・洪水氾濫対策 調査	I-6- 11
第4204条 土石流対策調査	I-6- 14	第4204条 土石流対策調査	I-6- 14
第4205条 流木対策調査	I-6- 15	第4205条 流木対策調査	I-6- 15
第4206条 火山砂防調査	I-6- 16	第4206条 火山砂防調査	I-6- 16
第3節 砂防計画	I-6- 17	第3節 砂防計画	I-6- 17
第4207条 砂防計画の区分	I-6- 17	第4207条 砂防計画の区分	I-6- 17
第4208条 水系砂防 計画	I-6- 17	第4208条 土砂・洪水氾濫対策 計画	I-6- 17
第4209条 土石流対策計画	I-6- 19	第4209条 土石流対策計画	I-6- 19
第4210条 流木対策計画	I-6- 20	第4210条 流木対策計画	I-6- 20
第4211条 火山砂防計画	I-6- 21	第4211条 火山砂防計画	I-6- 21
第4節 成果物	I-6- 22	第4節 成果物	I-6- 22
第4212条 成果物	I-6- 22	第4212条 成果物	I-6- 23
第3章 砂防構造物設計	I-6- 26	第3章 砂防構造物設計	I-6- 26
第1節 砂防構造物設計	I-6- 26	第1節 砂防構造物設計	I-6- 26

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月		(新) 令和8年2月	
第4301条 砂防構造物設計の種類	I-6-26	第4301条 砂防構造物設計の種類	I-6-26
第2節 砂防堰堤及び床固工の設計	I-6-26	第2節 砂防堰堤及び床固工の設計	I-6-26
第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分	I-6-26	第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分	I-6-26
第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計	I-6-26	第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計	I-6-26
第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計	I-6-28	第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計	I-6-28
第3節 溪流保全工の設計	I-6-30	第3節 溪流保全工の設計	I-6-30
第4305条 溪流保全工設計の区分	I-6-30	第4305条 溪流保全工設計の区分	I-6-30
第4306条 溪流保全工予備設計	I-6-30	第4306条 溪流保全工予備設計	I-6-30
第4307条 溪流保全工詳細設計	I-6-32	第4307条 溪流保全工詳細設計	I-6-32
第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計	I-6-34	第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計	I-6-34
第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分	I-6-34	第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分	I-6-34
第4309条 土石流対策工予備設計	I-6-34	第4309条 土石流対策工予備設計	I-6-34
第4310条 土石流対策工詳細設計	I-6-36	第4310条 土石流対策工詳細設計	I-6-36
第4311条 流木対策工予備設計	I-6-38	第4311条 流木対策工予備設計	I-6-38
第4312条 流木対策工詳細設計	I-6-40	第4312条 流木対策工詳細設計	I-6-40
第5節 護岸工の設計	I-6-42	第5節 護岸工の設計	I-6-42
第4313条 護岸工設計の区分	I-6-42	第4313条 護岸工設計の区分	I-6-42
第4314条 護岸工予備設計	I-6-42	第4314条 護岸工予備設計	I-6-42
第4315条 護岸工詳細設計	I-6-44	第4315条 護岸工詳細設計	I-6-44
第6節 山腹工の設計	I-6-45	第6節 山腹工の設計	I-6-45
第4316条 山腹工設計の区分	I-6-45	第4316条 山腹工設計の区分	I-6-45
第4317条 山腹工予備設計	I-6-46	第4317条 山腹工予備設計	I-6-46
第4318条 山腹工詳細設計	I-6-47	第4318条 山腹工詳細設計	I-6-47
第7節 成果物	I-6-49	第7節 成果物	I-6-49
第4319条 成果物	I-6-49	第4319条 成果物	I-6-49
第4章 地すべり対策調査・計画・設計	I-6-59	第4章 地すべり対策調査・計画・設計	I-6-59
第1節 地すべり対策調査・計画・設計	I-6-59	第1節 地すべり対策調査・計画・設計	I-6-59
第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類	I-6-59	第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類	I-6-59
第2節 地すべり調査	I-6-59	第2節 地すべり調査	I-6-59
第4402条 地すべり調査の区分	I-6-59	第4402条 地すべり調査の区分	I-6-59
第4403条 地すべり予備調査	I-6-59	第4403条 地すべり予備調査	I-6-59
第4404条 地すべり概査	I-6-60	第4404条 地すべり概査	I-6-60
第4405条 地すべり機構解析	I-6-61	第4405条 地すべり機構解析	I-6-61
第3節 地すべり対策計画	I-6-62	第3節 地すべり対策計画	I-6-62
第4406条 地すべり対策計画	I-6-62	第4406条 地すべり対策計画	I-6-62
第4節 地すべり防止施設設計	I-6-64	第4節 地すべり防止施設設計	I-6-64
第4407条 地すべり防止施設設計の区分	I-6-64	第4407条 地すべり防止施設設計の区分	I-6-64
第4408条 地すべり防止施設予備設計	I-6-64	第4408条 地すべり防止施設予備設計	I-6-64
第4409条 地すべり防止施設詳細設計	I-6-65	第4409条 地すべり防止施設詳細設計	I-6-65
第5節 成果物	I-6-67	第5節 成果物	I-6-67
第4410条 成果物	I-6-67	第4410条 成果物	I-6-67
第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	I-6-70	第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	I-6-70

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計 I-6- 70	第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計 I-6- 70
第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類 I-6- 70	第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類 I-6- 70
第2節 急傾斜地調査 I-6- 70	第2節 急傾斜地調査 I-6- 70
第4502条 急傾斜地調査の区分 I-6- 70	第4502条 急傾斜地調査の区分 I-6- 70
第4503条 急傾斜地予備調査 I-6- 70	第4503条 急傾斜地予備調査 I-6- 70
第4504条 急傾斜地概査 I-6- 71	第4504条 急傾斜地概査 I-6- 71
第4505条 急傾斜地機構解析 I-6- 72	第4505条 急傾斜地機構解析 I-6- 72
第3節 急傾斜地崩壊対策計画 I-6- 74	第3節 急傾斜地崩壊対策計画 I-6- 74
第4506条 急傾斜地崩壊対策計画 I-6- 74	第4506条 急傾斜地崩壊対策計画 I-6- 74
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計 I-6- 76	第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計 I-6- 76
第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 I-6- 76	第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 I-6- 76
第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計 I-6- 76	第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計 I-6- 76
第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 I-6- 77	第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 I-6- 77
第5節 成果物 I-6- 79	第5節 成果物 I-6- 79
第4510条 成果物 I-6- 79	第4510条 成果物 I-6- 79
第6章 雪崩対策調査・計画・設計 I-6- 83	第6章 雪崩対策調査・計画・設計 I-6- 83
第1節 雪崩対策調査・計画・設計 I-6- 83	第1節 雪崩対策調査・計画・設計 I-6- 83
第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類 I-6- 83	第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類 I-6- 83
第2節 雪崩調査 I-6- 83	第2節 雪崩調査 I-6- 83
第4602条 雪崩調査の区分 I-6- 83	第4602条 雪崩調査の区分 I-6- 83
第4603条 雪崩予備調査 I-6- 83	第4603条 雪崩予備調査 I-6- 83
第4604条 雪崩解析調査 I-6- 84	第4604条 雪崩解析調査 I-6- 84
第3節 雪崩防止施設計画 I-6- 85	第3節 雪崩防止施設計画 I-6- 85
第4605条 雪崩防止施設計画 I-6- 85	第4605条 雪崩防止施設計画 I-6- 85
第4節 雪崩防止施設設計 I-6- 86	第4節 雪崩防止施設設計 I-6- 86
第4606条 雪崩防止施設設計の区分 I-6- 86	第4606条 雪崩防止施設設計の区分 I-6- 86
第4607条 雪崩防止施設予備設計 I-6- 86	第4607条 雪崩防止施設予備設計 I-6- 86
第4608条 雪崩防止施設詳細設計 I-6- 88	第4608条 雪崩防止施設詳細設計 I-6- 88
第5節 成果物 I-6- 89	第5節 成果物 I-6- 89
第4609条 成果物 I-6- 89	第4609条 成果物 I-6- 89

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第2章 砂防調査・計画	
第2節 砂防調査 第4202条 砂防調査の区分 <p>砂防調査は以下の区分により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水系砂防調査 (2) 土石流対策調査 (3) 流木対策調査 (4) 火山砂防調査 第4203条 水系砂防調査 1 業務目的 <p>水系砂防調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。</p> 2 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (10) 流送土砂量調査 受注者は、対象流域の流送土砂量について、河床材料調査、河床変動調査および流砂量調査を実施するものとする。 1) 河床材料調査 河床材料調査は、設計図書に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径ならびに必要に応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。 2) 河床変動量調査 縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。 3) 流砂量調査 流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間に区分し、流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。 第4204条 土石流対策調査 1 業務目的 <p>土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。</p> 2 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 資料収集整理 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。 (3) 現地調査 受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。 	第2節 砂防調査 第4202条 砂防調査の区分 <p>砂防調査は以下の区分により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂・洪水氾濫対策調査 (水系砂防調査) (2) 土石流対策調査 (3) 流木対策調査 (4) 火山砂防調査 第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査 1 業務目的 <p>土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。</p> 2 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (10) 流送土砂量調査 受注者は、対象流域の流送土砂量について、河床材料調査、河床変動調査および流砂量調査を実施するものとする。 1) 河床材料調査 河床材料調査は、設計図書に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径ならびに必要に応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。 2) 河床変動量調査 河床変動計算、縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。 3) 流砂量調査 流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間に区分し、流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。 第4204条 土石流対策調査 1 業務目的 <p>土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。</p> 2 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 資料収集整理 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。 (3) 現地調査 受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。</p> <p>(5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第4203条水系砂防調査第2項（8）に準じるものとする。</p> <p>(6) 移動可能土砂量調査 受注者は、空中写真判読および現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、渓床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。</p> <p>(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査 受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第4203条水系砂防調査第2項（12）に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。</p> <p>(5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項（8）に準じるものとする。</p> <p>(6) 移動可能土砂量調査 受注者は、空中写真判読および現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、渓床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。</p> <p>(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査 受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項（12）に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>

第4205条 流木対策調査

- 1 業務目的
流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。
- 2 業務内容
 - (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 資料収集整理
受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。
 - (3) 現地調査
受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。
 - (4) 流域現況調査
受注者は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。
 - 1) 地形調査
文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。

第4205条 流木対策調査

- 1 業務目的
流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。
- 2 業務内容
 - (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 資料収集整理
受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。
 - (3) 現地調査
受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。
 - (4) 流域現況調査
受注者は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。
 - 1) 地形調査
文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>2) 地質調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。</p> <p>3) 林相調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準とする。</p> <p>4) 荒廃状況調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。</p> <p>5) 既往災害調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し、とりまとめる。</p> <p>6) 保全対象の状況調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。</p> <p>(5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第4203条水系砂防調査第2項（8）に準じるものとする。</p> <p>(6) 流木の発生原因の調査 受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。</p> <p>(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査 受注者は、現地調査、空中写真判読および過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第4203条水系砂防調査第2項（12）に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>2) 地質調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。</p> <p>3) 林相調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準とする。</p> <p>4) 荒廃状況調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。</p> <p>5) 既往災害調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し、とりまとめる。</p> <p>6) 保全対象の状況調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。</p> <p>(5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項（8）に準じるものとする。</p> <p>(6) 流木の発生原因の調査 受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。</p> <p>(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査 受注者は、現地調査、空中写真判読および過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項（12）に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>

第4206条 火山砂防調査

- 1 業務目的
火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。
- 2 業務内容
 - (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 資料収集整理

第4206条 火山砂防調査

- 1 業務目的
火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。
- 2 業務内容
 - (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 資料収集整理

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 火山活動履歴調査 受注者は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。</p> <p>(4) 現地調査 受注者は、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質など業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。</p> <p>(5) 土砂移動実績図の作成 受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、総合検討について、第4203条水系砂防調査第2項（12）に準じるものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 火山活動履歴調査 受注者は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。</p> <p>(4) 現地調査 受注者は、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質など業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。</p> <p>(5) 土砂移動実績図の作成 受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項（12）に準じるものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>

第3節 砂防計画

第4207条 砂防計画の区分

砂防計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) 水系砂防計画
- (2) 土石流対策計画
- (3) 流木対策計画
- (4) 火山砂防計画

第4208条 水系砂防計画

1 業務目的

水系砂防計画は、水系砂防調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画土砂量等検討

第3節 砂防計画

第4207条 砂防計画の区分

砂防計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策計画
- (2) 土石流対策計画
- (3) 流木対策計画
- (4) 火山砂防計画

第4208条 土砂・洪水氾濫対策計画

1 業務目的

土砂・洪水氾濫対策計画は、土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画土砂量等検討

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>受注者は、水系砂防調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本方針策定 計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。</p> <p>2) 計画生産土砂量 水系砂防調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。</p> <p>3) 計画流出土砂量 水系砂防調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。</p> <p>4) 計画許容流出土砂量 計画基準点における流水の掃流力、流出土砂の粒径等を考慮して、河道の現況から許容流出土砂量を検討する。</p> <p>(4) 砂防施設配置計画 受注者は、砂防施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本事項検討 土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。</p> <p>2) 施設配置計画 既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した砂防施設の対策優先度を検討する。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画諸元および現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。</p> <p>4) 全ての成果物についての正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、水系砂防調査および水系砂防計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水系砂防調査の成果物 (2) 地形図 (3) 空中写真 (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等） (5) 航空レーザ測量成果 	<p>受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本方針策定 計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。</p> <p>2) 計画生産土砂量 土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。</p> <p>3) 計画流出土砂量 土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。</p> <p>(4) 砂防施設配置計画 受注者は、砂防施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本事項検討 土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。</p> <p>2) 施設配置計画 既存砂防施設による施設効果および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した砂防施設の対策優先度を検討する。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画諸元および現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。</p> <p>4) 全ての成果物についての正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査および土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果物 (2) 地形図 (3) 空中写真 (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等） (5) 航空レーザ測量成果

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>(6) 業務に関連する既往調査報告書</p> <p>第4209条 土石流対策計画</p> <p>1 業務目的 土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要な事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画諸元の設定 受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点および降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。</p> <p>(4) 計画流出土砂量の設定 受注者は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。</p> <p>(5) 土石流による被害の推定 受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受けける被害を推定するものとする。</p> <p>(6) 土石流対策施設配置計画 受注者は、土石流対策施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本事項検討 計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。</p> <p>2) 施設配置計画 既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について優先度を検討する。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条水系砂防計画第2項（5）に準ずるものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、土石流対策調査および土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(6) 業務に関連する既往調査報告書</p> <p>第4209条 土石流対策計画</p> <p>1 業務目的 土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要な事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画諸元の設定 受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点および降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。</p> <p>(4) 計画流出土砂量の設定 受注者は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。</p> <p>(5) 土石流による被害の推定 受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受けける被害を推定するものとする。</p> <p>(6) 土石流対策施設配置計画 受注者は、土石流対策施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本事項検討 計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。</p> <p>2) 施設配置計画 既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について優先度を検討する。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項（5）に準ずるものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、土石流対策調査および土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>第4210条 流木対策計画</p> <p>1 業務目的 流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画流木量の設定 受注者は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。</p> <p>(4) 流木による被害の推定 受注者は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受けける被害を推定するものとする。</p> <p>(5) 流木対策施設配置計画 受注者は、流木対策施設配置計画について以下の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本事項検討 計画流木量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本的事項を検討する。</p> <p>2) 施設配置計画 既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉などの対策施設の対策優先度を検討する。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条水系砂防計画第2項（5）に準ずるものとする。</p> <p>(7) 総合検討 受注者は、流木対策調査および流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4211条 火山砂防計画</p> <p>1 業務目的 火山砂防計画は、火山砂防調査の結果に基づいて、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2 業務内容</p>	<p>第4210条 流木対策計画</p> <p>1 業務目的 流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画流木量の設定 受注者は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。</p> <p>(4) 流木による被害の推定 受注者は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受けける被害を推定するものとする。</p> <p>(5) 流木対策施設配置計画 受注者は、流木対策施設配置計画について以下の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本事項検討 計画流木量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本的事項を検討する。</p> <p>2) 施設配置計画 既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉などの対策施設の対策優先度を検討する。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項（5）に準ずるものとする。</p> <p>(7) 総合検討 受注者は、流木対策調査および流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4211条 火山砂防計画</p> <p>1 業務目的 火山砂防計画は、火山砂防調査の結果に基づいて、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2 業務内容</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、火山砂防計画に必要となる事項について調査を行うものとする。</p> <p>(4) 計画対象現象と計画対象量の設定 受注者は、噴火対応、降雨対応のそれぞれについて以下の検討を行うものとする。</p> <p>1) 噴火対応計画対象量設定 噴火対応については、火山泥流・溶岩流・火碎流などの現象のうち対象火山の噴火履歴・土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、現象ごとに土砂量算定点を設けてそれぞれの計画対象量を設定する。</p> <p>2) 降雨対応計画対象量設定 降雨対応については、火山泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。</p> <p>(5) 火山灾害予想区域図の作成 受注者は、前項で設定した各現象の影響の範囲と影響の程度を示す火山灾害予想区域図を作成するものとする。</p> <p>(6) 保全対象の設定 受注者は、火山灾害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象ごとに把握するものとする。</p> <p>(7) 火山対策砂防施設配置計画 受注者は、火山対策砂防施設配置計画について以下の検討を行うものとする。</p> <p>1) 噴火対応基本対策検討 噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討する。</p> <p>2) 降雨対応対策検討 降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定すると共に、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土石流などの抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について検討する。</p> <p>(8) 警戒避難体制整備計画 受注者は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条水系砂防計画第2項（5）に準ずるものとする。</p> <p>(10) 総合検討</p>	<p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、火山砂防計画に必要となる事項について調査を行うものとする。</p> <p>(4) 計画対象現象と計画対象量の設定 受注者は、噴火対応、降雨対応のそれぞれについて以下の検討を行うものとする。</p> <p>1) 噴火対応計画対象量設定 噴火対応については、火山泥流・溶岩流・火碎流などの現象のうち対象火山の噴火履歴・土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、現象ごとに土砂量算定点を設けてそれぞれの計画対象量を設定する。</p> <p>2) 降雨対応計画対象量設定 降雨対応については、火山泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。</p> <p>(5) 火山灾害予想区域図の作成 受注者は、前項で設定した各現象の影響の範囲と影響の程度を示す火山灾害予想区域図を作成するものとする。</p> <p>(6) 保全対象の設定 受注者は、火山灾害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象ごとに把握するものとする。</p> <p>(7) 火山対策砂防施設配置計画 受注者は、火山対策砂防施設配置計画について以下の検討を行うものとする。</p> <p>1) 噴火対応基本対策検討 噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討する。</p> <p>2) 降雨対応対策検討 降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定すると共に、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土石流などの抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について検討する。</p> <p>(8) 警戒避難体制整備計画 受注者は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項（5）に準ずるものとする。</p> <p>(10) 総合検討</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>受注者は、火山砂防調査および火山対策砂防施設設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>受注者は、火山砂防調査および火山対策砂防施設設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
<p>第4節 成果物</p> <p>第4212条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>(1) 水系砂防調査 (5) 水系砂防調査</p>	<p>第4節 成果物</p> <p>第4212条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>(1) 土砂・洪水氾濫対策調査 (5) 土砂・洪水氾濫対策調査</p>
<p style="text-align: center;">第3章 砂防構造物設計</p> <p>第2節 砂防堰堤及び床固工の設計</p> <p>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>1 業務目的 砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の渓流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 (3) 基本事項決定 受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</p> <p>1) 地質条件 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、地質条件の確認、整理を行う。</p> <p>2) 設計条件 計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。</p> <p>3) 環境条件 環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 砂防構造物設計</p> <p>第2節 砂防堰堤及び床固工の設計</p> <p>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>1 業務目的 砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の渓流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 (3) 基本事項決定 受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</p> <p>1) 地質条件 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、地質条件の確認、整理を行う。</p> <p>2) 設計条件 計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。</p> <p>3) 環境条件 環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>(4) 施設設計</p> <p>1) 本体工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本堰堤 ②副堰堤 ③水叩き ④側壁護岸 ⑤床固工 ⑥流末処理工 ⑦魚道工 <p>2) 基礎工設計 受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には必要に応じた対策工の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p> <p>3) 景観設計 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 4) 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。 <p>(8) 総合検討 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p>	<p>(4) 施設設計</p> <p>1) 本体工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本堰堤 ②副堰堤 ③水叩き ④側壁護岸 ⑤床固工 ⑥流末処理工 ⑦魚道工 <p>2) 基礎工設計 受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には必要に応じた対策工の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p> <p>3) 景観設計 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画（掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画）及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 4) 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。 <p>(8) 総合検討 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 第4312条 流木対策工詳細設計</p> <p>1 業務目的 流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び両岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 (3) 基本事項決定 受注者は、流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。 1) 地質条件 受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の確認、整理を行うものとする。 2) 設計条件 受注者は、設計流量、流木・土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。 3) 環境条件 受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。 (4) 施設設計 受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。 1) 施設設計の範囲 流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。 ① 流木発生抑制施設 ② 流木捕捉施設 2) 設計図の作成</p>	<p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 第4312条 流木対策工詳細設計</p> <p>1 業務目的 流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び両岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 (3) 基本事項決定 受注者は、流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。 1) 地質条件 受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の確認、整理を行うものとする。 2) 設計条件 受注者は、設計流量、流木・土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。 3) 環境条件 受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。 (4) 施設設計 受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。 1) 施設設計の範囲 流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。 ① 流木発生抑制施設 ② 流木捕捉施設 2) 設計図の作成</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。</p> <p>3) 付帯施設の設計 　設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。</p> <p>4) 景観設計 　受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 　受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 　受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算 　受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 　受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(8) 総合検討 　受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 　受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。</p> <p>3) 付帯施設の設計 　設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。</p> <p>4) 景観設計 　受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 　受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 　受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算 　受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 　受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(8) 総合検討 　受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 　受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月		(新) 令和8年2月	
第6編 道路編 目 次		第6編 道路編 目 次	
第6編 道路編	I -8-7	第6編 道路編	I -8-7
第1章 道路環境調査	I -8-7	第1章 道路環境調査	I -8-7
第1節 環境影響評価	I -8-7	第1節 環境影響評価	I -8-7
第6101条 環境影響評価の区分	I -8-7	第6101条 環境影響評価の区分	I -8-7
第6102条 計画段階配慮書（案）の作成	I -8-7	第6102条 計画段階配慮書（案）の作成	I -8-7
第6103条 方法書（案）の作成	I -8-8	第6103条 方法書（案）の作成	I -8-8
第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	I -8-9	第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	I -8-9
第6105条 調査	I -8-10	第6105条 調査	I -8-10
第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	I -8-10	第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	I -8-10
第6107条 準備書（案）の作成	I -8-11	第6107条 準備書（案）の作成	I -8-11
第6108条 評価書（案）の作成	I -8-12	第6108条 評価書（案）の作成	I -8-12
第6109条 評価書の補正等	I -8-12	第6109条 評価書の補正等	I -8-12
第2節 成果物	I -8-13	第2節 成果物	I -8-13
第6110条 成果物	I -8-13	第6110条 成果物	I -8-13
第2章 交通現況調査	I -8-14	第2章 交通現況調査	I -8-14
第1節 交通現況調査	I -8-14	第1節 交通現況調査	I -8-14
第6201条 交通現況調査の種類	I -8-14	第6201条 交通現況調査の種類	I -8-14
第2節 交通量調査	I -8-14	第2節 交通量調査	I -8-14
第6202条 交通量調査の区分	I -8-14	第6202条 交通量調査の区分	I -8-14
第6203条 単路部交通量調査	I -8-14	第6203条 単路部交通量調査	I -8-14
第6204条 交差点部交通量調査	I -8-15	第6204条 交差点部交通量調査	I -8-15
第3節 速度調査	I -8-15	第3節 速度調査	I -8-15
第6205条 速度調査の区分	I -8-15	第6205条 速度調査の区分	I -8-15
第6206条 走行速度調査	I -8-15	第6206条 走行速度調査	I -8-15
第6207条 旅行速度調査	I -8-16	第6207条 旅行速度調査	I -8-16
第4節 起終点調査	I -8-17	第4節 起終点調査	I -8-17
第6208条 起終点調査の種類	I -8-17	第6208条 起終点調査の種類	I -8-17
第6209条 路側OD調査	I -8-17	第6209条 路側OD調査	I -8-17
第6210条 オーナーインタビューOD調査	I -8-18	第6210条 オーナーインタビューOD調査	I -8-18
第5節 交通渋滞調査	I -8-18	第5節 交通渋滞調査	I -8-18
第6211条 交通渋滞調査	I -8-19	第6211条 交通渋滞調査	I -8-19
第6節 駐車場調査	I -8-20	第6節 駐車場調査	I -8-20
第6212条 駐車場調査の区分	I -8-20	第6212条 駐車場調査の区分	I -8-20
第6213条 駐車場施設実態調査	I -8-20	第6213条 駐車場施設実態調査	I -8-20
第6214条 駐車原単位調査	I -8-20	第6214条 駐車原単位調査	I -8-20
第7節 成果物	I -8-21	第7節 成果物	I -8-21
第6215条 成果物	I -8-21	第6215条 成果物	I -8-21

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第3章 道路網・路線計画 ······ I -8-23	第3章 道路網・路線計画 ······ I -8-23
第1節 道路網・路線計画の種類 ······ I -8-23	第1節 道路網・路線計画の種類 ······ I -8-23
第6301条 道路網・路線計画の種類 ······ I -8-23	第6301条 道路網・路線計画の種類 ······ I -8-23
第2節 現況調査 ······ I -8-23	第2節 現況調査 ······ I -8-23
第6302条 現況調査 ······ I -8-23	第6302条 現況調査 ······ I -8-23
第3節 交通量推計調査 ······ I -8-24	第3節 交通量推計調査 ······ I -8-24
第6303条 交通量推計調査 ······ I -8-24	第6303条 交通量推計調査 ······ I -8-24
第4節 道路網・路線計画 ······ I -8-25	第4節 道路網・路線計画 ······ I -8-25
第6304条 道路網・路線計画 ······ I -8-25	第6304条 道路網・路線計画 ······ I -8-25
第5節 成果物 ······ I -8-26	第5節 成果物 ······ I -8-26
第6305条 成果物 ······ I -8-26	第6305条 成果物 ······ I -8-26
第4章 道路設計 ······ I -8-27	第4章 道路設計 ······ I -8-27
第1節 道路設計の種類 ······ I -8-27	第1節 道路設計の種類 ······ I -8-27
第6401条 道路設計の種類 ······ I -8-27	第6401条 道路設計の種類 ······ I -8-27
第2節 道路設計 ······ I -8-27	第2節 道路設計 ······ I -8-27
第6402条 道路設計の区分 ······ I -8-27	第6402条 道路設計の区分 ······ I -8-27
第6403条 道路概略設計 ······ I -8-27	第6403条 道路概略設計 ······ I -8-27
第6404条 道路予備設計 (A) ······ I -8-29	第6404条 道路予備設計 (A) ······ I -8-29
第6405条 道路予備修正設計 (A) ······ I -8-30	第6405条 道路予備修正設計 (A) ······ I -8-30
第6406条 道路予備設計 (B) ······ I -8-31	第6406条 道路予備設計 (B) ······ I -8-31
第6407条 道路予備修正設計 (B) ······ I -8-33	第6407条 道路予備修正設計 (B) ······ I -8-33
第6408条 道路詳細設計 ······ I -8-33	第6408条 道路詳細設計 ······ I -8-33
第3節 歩道設計 (自転車歩行者道を含む) ······ I -8-36	第3節 歩道設計 (自転車歩行者道を含む) ······ I -8-36
第6409条 歩道設計の区分 ······ I -8-36	第6409条 歩道設計の区分 ······ I -8-36
第6410条 歩道詳細設計 ······ I -8-36	第6410条 歩道詳細設計 ······ I -8-36
第4節 平面交差点設計 ······ I -8-37	第4節 平面交差点設計 ······ I -8-37
第6411条 平面交差点設計の区分 ······ I -8-37	第6411条 平面交差点設計の区分 ······ I -8-37
第6412条 平面交差点予備設計 ······ I -8-37	第6412条 平面交差点予備設計 ······ I -8-38
第6413条 平面交差点詳細設計 ······ I -8-39	第6413条 平面交差点詳細設計 ······ I -8-39
第5節 立体交差設計 ······ I -8-41	第5節 立体交差設計 ······ I -8-41
第6414条 立体交差設計の区分 ······ I -8-41	第6414条 立体交差設計の区分 ······ I -8-41
第6415条 ダイヤモンド型IC予備設計 ······ I -8-41	第6415条 ダイヤモンド型IC予備設計 ······ I -8-41
第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計 ······ I -8-42	第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計 ······ I -8-42
第6417条 トランペット・クローバー型IC予備設計 ······ I -8-44	第6417条 トランペット・クローバー型IC予備設計 ······ I -8-44
第6418条 トランペット・クローバー型IC詳細設計 ······ I -8-45	第6418条 トランペット・クローバー型IC詳細設計 ······ I -8-45
第6節 道路休憩施設設計 ······ I -8-46	第6節 道路休憩施設設計 ······ I -8-46
第6419条 道路休憩施設設計の区分 ······ I -8-46	第6419条 道路休憩施設設計の区分 ······ I -8-46
第6420条 道路休憩施設予備設計 ······ I -8-46	第6420条 道路休憩施設予備設計 ······ I -8-47
第6421条 道路休憩施設詳細設計 ······ I -8-48	第6421条 道路休憩施設詳細設計 ······ I -8-48
第7節 一般構造物設計 ······ I -8-50	第7節 一般構造物設計 ······ I -8-50
第6422条 一般構造物の区分 ······ I -8-50	第6422条 一般構造物の区分 ······ I -8-50
第6423条 一般構造物予備設計 ······ I -8-50	第6423条 一般構造物予備設計 ······ I -8-50

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第6424条 一般構造物詳細設計 ······ I -8-52	第6424条 一般構造物詳細設計 ······ I -8-52
第6425条 落石防護柵詳細設計 ······ I -8-54	第6425条 落石防護柵詳細設計 ······ I -8-54
第6426条 一般構造物基礎工詳細設計 ······ I -8-55	第6426条 一般構造物基礎工詳細設計 ······ I -8-55
第8節 盛土・切土設計 ······ I -8-55	第8節 盛土・切土設計 ······ I -8-55
第6427条 盛土・切土設計の区分 ······ I -8-55	第6427条 盛土・切土設計の区分 ······ I -8-55
第6428条 盛土・切土予備設計 ······ I -8-55	第6428条 盛土・切土予備設計 ······ I -8-55
第6429条 盛土・切土詳細設計 ······ I -8-57	第6429条 盛土・切土詳細設計 ······ I -8-57
第9節 調整池設計 ······ I -8-58	第9節 調整池設計 ······ I -8-59
第6430条 調整池設計の区分 ······ I -8-59	第6430条 調整池設計の区分 ······ I -8-59
第6431条 調整池予備設計 ······ I -8-59	第6431条 調整池予備設計 ······ I -8-59
第6432条 調整池詳細設計 ······ I -8-60	第6432条 調整池詳細設計 ······ I -8-60
第10節 成果物 ······ I -8-62	第10節 成果物 ······ I -8-62
第6433条 成果物 ······ I -8-62	第6433条 成果物 ······ I -8-62
第5章 地下構造物設計 ······ I -8-69	第5章 地下構造物設計 ······ I -8-69
第1節 地下構造物設計の種類 ······ I -8-69	第1節 地下構造物設計の種類 ······ I -8-69
第6501条 地下構造物設計の種類 ······ I -8-69	第6501条 地下構造物設計の種類 ······ I -8-69
第2節 地下横断歩道等設計 ······ I -8-69	第2節 地下横断歩道等設計 ······ I -8-69
第6502条 地下横断歩道等設計の区分 ······ I -8-69	第6502条 地下横断歩道等設計の区分 ······ I -8-69
第6503条 地下横断歩道等基本計画 ······ I -8-69	第6503条 地下横断歩道等基本計画 ······ I -8-69
第6504条 地下横断歩道等予備設計 ······ I -8-71	第6504条 地下横断歩道等予備設計 ······ I -8-71
第6505条 地下横断歩道等詳細設計 ······ I -8-73	第6505条 地下横断歩道等詳細設計 ······ I -8-73
第3節 共同溝設計 ······ I -8-76	第3節 共同溝設計 ······ I -8-76
第6506条 共同溝設計の区分 ······ I -8-76	第6506条 共同溝設計の区分 ······ I -8-76
第6507条 共同溝基本検討 ······ I -8-76	第6507条 共同溝基本検討 ······ I -8-76
第6508条 開削共同溝予備設計 ······ I -8-78	第6508条 開削共同溝予備設計 ······ I -8-78
第6509条 開削共同溝詳細設計 ······ I -8-80	第6509条 開削共同溝詳細設計 ······ I -8-80
第6510条 シールド共同溝予備設計 ······ I -8-83	第6510条 シールド共同溝予備設計 ······ I -8-83
第6511条 シールド共同溝立坑予備設計 ······ I -8-85	第6511条 シールド共同溝立坑予備設計 ······ I -8-85
第6512条 シールド共同溝詳細設計 ······ I -8-87	第6512条 シールド共同溝詳細設計 ······ I -8-87
第6513条 シールド共同溝立坑詳細設計 ······ I -8-91	第6513条 シールド共同溝立坑詳細設計 ······ I -8-91
第4節 電線共同溝設計 ······ I -8-94	第4節 電線共同溝設計 ······ I -8-94
第6514条 電線共同溝設計の区分 ······ I -8-94	第6514条 電線共同溝設計の区分 ······ I -8-94
第6515条 電線共同溝予備設計 ······ I -8-94	第6515条 電線共同溝予備設計 ······ I -8-94
第6516条 電線共同溝詳細設計 ······ I -8-96	第6516条 電線共同溝詳細設計 ······ I -8-96
第5節 成果物 ······ I -8-98	第5節 成果物 ······ I -8-98
第6517条 成果物 ······ I -8-98	第6517条 成果物 ······ I -8-98
第6章 地下駐車場計画・設計 ······ I -8-106	第6章 地下駐車場計画・設計 ······ I -8-106
第1節 地下駐車場計画・設計の種類 ······ I -8-106	第1節 地下駐車場計画・設計の種類 ······ I -8-106
第6601条 地下駐車場計画・設計の種類 ······ I -8-106	第6601条 地下駐車場計画・設計の種類 ······ I -8-106
第2節 地下駐車場基本計画 ······ I -8-106	第2節 地下駐車場基本計画 ······ I -8-106
第6602条 地下駐車場基本計画の区分 ······ I -8-106	第6602条 地下駐車場基本計画の区分 ······ I -8-106
第6603条 基本調査 ······ I -8-106	第6603条 基本調査 ······ I -8-106

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月		(新) 令和8年2月	
第6604条 基本計画	I-8-107	第6604条 基本計画	I-8-107
第3節 地下駐車場予備設計	I-8-109	第3節 地下駐車場予備設計	I-8-109
第6605条 地下駐車場予備設計の区分	I-8-109	第6605条 地下駐車場予備設計の区分	I-8-109
第6606条 地下駐車場本体予備設計	I-8-109	第6606条 地下駐車場本体予備設計	I-8-109
第6607条 地下駐車場設備予備設計	I-8-111	第6607条 地下駐車場設備予備設計	I-8-111
第4節 地下駐車場詳細設計	I-8-113	第4節 地下駐車場詳細設計	I-8-113
第6608条 地下駐車場詳細設計の区分	I-8-113	第6608条 地下駐車場詳細設計の区分	I-8-113
第6609条 地下駐車場本体詳細設計	I-8-113	第6609条 地下駐車場本体詳細設計	I-8-113
第6610条 地下駐車場設備詳細設計	I-8-115	第6610条 地下駐車場設備詳細設計	I-8-115
第5節 成果物	I-8-117	第5節 成果物	I-8-117
第6611条 成果物	I-8-117	第6611条 成果物	I-8-117
第7章 トンネル設計	I-8-120	第7章 トンネル設計	I-8-120
第1節 トンネル設計の種類	I-8-120	第1節 トンネル設計の種類	I-8-120
第6701条 トンネル設計の種類	I-8-120	第6701条 トンネル設計の種類	I-8-120
第2節 トンネル設計	I-8-120	第2節 トンネル設計	I-8-120
第6702条 山岳トンネル設計の区分	I-8-120	第6702条 山岳トンネル設計の区分	I-8-120
第6703条 山岳トンネル予備設計	I-8-120	第6703条 山岳トンネル予備設計	I-8-120
第6704条 山岳トンネル詳細設計	I-8-122	第6704条 山岳トンネル詳細設計	I-8-122
第3節 シールドトンネル設計	I-8-126	第3節 シールドトンネル設計	I-8-126
第6705条 シールドトンネル設計の区分	I-8-126	第6705条 シールドトンネル設計の区分	I-8-126
第6706条 シールドトンネル予備設計	I-8-126	第6706条 シールドトンネル予備設計	I-8-126
第6707条 シールドトンネル詳細設計	I-8-128	第6707条 シールドトンネル詳細設計	I-8-129
第6708条 立坑予備設計	I-8-132	第6708条 立坑予備設計	I-8-132
第6709条 立坑詳細設計	I-8-134	第6709条 立坑詳細設計	I-8-134
第4節 開削トンネル設計	I-8-137	第4節 開削トンネル設計	I-8-137
第6710条 開削トンネル設計の区分	I-8-137	第6710条 開削トンネル設計の区分	I-8-137
第6711条 開削トンネル予備設計	I-8-137	第6711条 開削トンネル予備設計	I-8-137
第6712条 開削トンネル詳細設計	I-8-139	第6712条 開削トンネル詳細設計	I-8-139
第5節 トンネル設備設計	I-8-142	第5節 トンネル設備設計	I-8-142
第6713条 トンネル設備設計の区分	I-8-142	第6713条 トンネル設備設計の区分	I-8-142
第6714条 トンネル設備予備設計	I-8-142	第6714条 トンネル設備予備設計	I-8-143
第6715条 トンネル設備詳細設計	I-8-145	第6715条 トンネル設備詳細設計	I-8-145
第6節 成果物	I-8-149	第6節 成果物	I-8-149
第6716条 成果物	I-8-149	第6716条 成果物	I-8-149
第8章 橋梁設計	I-8-155	第8章 橋梁設計	I-8-155
第1節 橋梁設計の種類	I-8-155	第1節 橋梁設計の種類	I-8-155
第6801条 橋梁設計の種類	I-8-155	第6801条 橋梁設計の種類	I-8-155
第2節 橋梁設計	I-8-155	第2節 橋梁設計	I-8-155
第6802条 橋梁設計の区分	I-8-155	第6802条 橋梁設計の区分	I-8-155
第6803条 橋梁予備設計	I-8-155	第6803条 橋梁予備設計	I-8-155
第6804条 橋梁詳細設計	I-8-157	第6804条 橋梁詳細設計	I-8-157
第3節 橋梁拡幅設計	I-8-159	第3節 橋梁拡幅設計	I-8-159

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第6805条 橋梁拡幅設計の区分 I -8-159	第6805条 橋梁拡幅設計の区分 I -8-159
第6806条 橋梁拡幅予備設計 I -8-160	第6806条 橋梁拡幅予備設計 I -8-160
第6807条 橋梁拡幅詳細設計 I -8-162	第6807条 橋梁拡幅詳細設計 I -8-161
第4節 橋梁補強設計 I -8-164	第4節 橋梁補強設計 I -8-164
第6808条 橋梁補強設計の区分 I -8-164	第6808条 橋梁補強設計の区分 I -8-164
第6809条 橋梁補強予備設計 I -8-164	第6809条 橋梁補強予備設計 I -8-164
第6810条 橋梁補強詳細設計 I -8-166	第6810条 橋梁補強詳細設計 I -8-166
第5節 成果物 I -8-167	第5節 成果物 I -8-167
第6811条 成果物 I -8-168	第6811条 成果物 I -8-168
第9章 道路施設点検 I -8-171	第9章 道路施設点検 I -8-171
第1節 道路施設点検の種類 I -8-171	第1節 道路施設点検の種類 I -8-171
第6901条 道路施設点検の種類 I -8-171	第6901条 道路施設点検の種類 I -8-171
第2節 道路防災カルテ点検 I -8-171	第2節 道路防災カルテ点検 I -8-171
第6902条 道路防災カルテ点検 I -8-171	第6902条 道路防災カルテ点検 I -8-171
第3節 橋梁定期点検 I -8-171	第3節 橋梁定期点検 I -8-171
第6903条 橋梁定期点検 I -8-171	第6903条 橋梁定期点検 I -8-171
第4節 成果物 I -8-173	第4節 成果物 I -8-173
第6904条 成果物 I -8-173	第6904条 成果物 I -8-173

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月																								
<p style="text-align: center;">第1章 道路環境調査</p> <p>第2節 成果物 第6110条 成果物</p> <p>1 環境影響調査 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成果物項目</th><th style="text-align: center;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">環境影響評価報告書一式</td><td style="text-align: center;">※1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">方法書（案）</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備書（案）</td><td style="text-align: center;">※2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価書（案）</td><td style="text-align: center;">※2</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。</p>	成果物項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	<p style="text-align: center;">第1章 道路環境調査</p> <p>第2節 成果物 第6110条 成果物</p> <p>1 環境影響調査 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成果物項目</th><th style="text-align: center;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計画段階配慮書（案）</td><td style="text-align: center;">※2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境影響評価報告書一式</td><td style="text-align: center;">※1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">方法書（案）</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備書（案）</td><td style="text-align: center;">※2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価書（案）</td><td style="text-align: center;">※2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価書の補正等</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。</p>	成果物項目	摘要	計画段階配慮書（案）	※2	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	評価書の補正等	
成果物項目	摘要																								
環境影響評価報告書一式	※1																								
方法書（案）																									
準備書（案）	※2																								
評価書（案）	※2																								
成果物項目	摘要																								
計画段階配慮書（案）	※2																								
環境影響評価報告書一式	※1																								
方法書（案）																									
準備書（案）	※2																								
評価書（案）	※2																								
評価書の補正等																									
<p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計 第6406条 道路予備設計（B）</p> <p>1 業務目的 道路予備設計（B）は道路予備設計（A）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第4項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。</p> <p>第6408条 道路詳細設計</p> <p>1 業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計（B）、或いは同修正設計（B）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2 業務内容 (1) 設計計画</p>	<p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計 第6406条 道路予備設計（B）</p> <p>1 業務目的 道路予備設計（B）は道路予備設計（A）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第3項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。</p> <p>第6408条 道路詳細設計</p> <p>1 業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計（B）、或いは同修正設計（B）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2 業務内容 (1) 設計計画</p>																								

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。</p> <p>(3) 平面・縦断設計</p> <p>受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計（B）、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。</p> <p>(4) 横断設計</p> <p>受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計</p> <p>受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする</p> <p>(6) 小構造物設計</p> <p>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水井、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(8) 用排水設計</p> <p>受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。</p> <p>(9) 舗装工設計</p> <p>受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p>	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。</p> <p>(3) 平面・縦断設計</p> <p>受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計（B）、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。</p> <p>(4) 横断設計</p> <p>受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計</p> <p>受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明設計は除く）。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする</p> <p>(6) 小構造物設計</p> <p>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水井、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(8) 用排水設計</p> <p>受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。</p> <p>(9) 舗装工設計</p> <p>受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益財團法人</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>(10) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。</p> <p>(11) 設計図 受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。</p> <p>1) 路線図 市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。</p> <p>2) 平面図 実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。</p> <p>3) 縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。</p> <p>4) 標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。</p> <p>5) 横断図 実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。</p> <p>6) 土積図 上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。</p> <p>7) 詳細図 標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。</p> <p>(12) 数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(13) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 <p>(14) 報告書作成</p>	<p>日本道路協会 R3.12) に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(10) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。</p> <p>(11) 設計図 受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。</p> <p>1) 路線図 市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。</p> <p>2) 平面図 実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。</p> <p>3) 縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。</p> <p>4) 標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。</p> <p>5) 横断図 実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。</p> <p>6) 土積図 上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。</p> <p>7) 詳細図 標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。</p> <p>(12) 数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(13) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 <p>(14) 報告書作成</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 計画の概要 2) 各種検討の経緯とその結果 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等） 4) その他必要事項 <p style="text-align: center;">第7章 トンネル設計</p> <p>第2節 トンネル設計</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>1 業務目的 山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容 山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6703条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の（2）に準ずるものとする。 なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の（3）に準ずるものとする。</p> <p>(4) 本体工設計 1) 地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。</p> <p>2) トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 計画の概要 2) 各種検討の経緯とその結果 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等） 4) その他必要事項 <p style="text-align: center;">第7章 トンネル設計</p> <p>第2節 トンネル設計</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>1 業務目的 山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容 山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6703条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の（2）に準ずるものとする。 なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の（3）に準ずるものとする。</p> <p>(4) 本体工設計 1) 地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。</p> <p>2) トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した</p>	

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うこととする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM 解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。</p> <p>3) 挖削方式及び掘削工法の確認 受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。 (5) 坑門工設計 受注者は、決定された坑門工について、坑門軸体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。 (6) 坑門工比較設計 受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。 (7) 防水工等設計 受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。 (8) 排水工設計 受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水井等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。 (9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。 (10) 非常用施設設計 1) トンネル等級の検討 受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。 2) 非常用施設の箱抜き設計 受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。 (11) 内装設備設計</p>	<p>断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うこととする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM 解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。</p> <p>なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターンDI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。</p> <p>また、支保パターンCII-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる イ 鏡面の押し出しを生じる ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出 <p>3) 挖削方式及び掘削工法の確認 受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。 (5) 坑門工設計 受注者は、決定された坑門工について、坑門軸体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。 (6) 坑門工比較設計 受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。 (7) 防水工等設計 受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。 (8) 排水工設計 受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水井等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。 (9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。 (10) 非常用施設設計 1) トンネル等級の検討 受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。 2) 非常用施設の箱抜き設計 受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。 (11) 内装設備設計</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、監督職員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。</p> <p>(12) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき仮設棧橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状・寸法を決定し、監督職員と協議のうえ、細部構造の設計を行うものとする。</p> <p>(13) 設計図 受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) トンネル位置図 2) 平面図、縦断図 3) 地質平面・縦断図 4) トンネル標準断面図及び支保工詳細図 5) 本体工補強鉄筋図 6) 坑門工一般図及び坑門工構造詳細図 7) 排水系統図及び排水工詳細図 8) 防水工等詳細図 9) 舗装工詳細図 10) 非常用施設配置図及び箱抜詳細図 <p>(14) 施工計画 受注者は、下記に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) トンネルの施工法、施工順序及び施工機械 2) 工事工程計画 3) 施工ヤード計画 4) 施工中の計測計画 5) 施工にあたっての留意事項なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。 <p>(15) 仮設備計画 受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画） 2) 工事中の仮排水計画（計画立案） 3) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画） 4) 給水設備（使用量、水槽容量の算定） 5) 給気設備（容量の算定） 6) 汚濁水処理設備（計画立案） 7) ストックヤード（計画立案） 8) 工事用道路計画（1/2,500 程度の地形図による概略検討） 9) 環境対策（工事中の騒音、振動対策の計画立案） 10) 施工中の計測計画（計測工配置図、計測工計器配置図） 	<p>受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、監督職員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。</p> <p>(12) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき仮設棧橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状・寸法を決定し、監督職員と協議のうえ、細部構造の設計を行うものとする。</p> <p>(13) 設計図 受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) トンネル位置図 2) 平面図、縦断図 3) 地質平面・縦断図 4) トンネル標準断面図及び支保工詳細図 5) 本体工補強鉄筋図 6) 坑門工一般図及び坑門工構造詳細図 7) 排水系統図及び排水工詳細図 8) 防水工等詳細図 9) 舗装工詳細図 10) 非常用施設配置図及び箱抜詳細図 <p>(14) 施工計画 受注者は、下記に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) トンネルの施工法、施工順序及び施工機械 2) 工事工程計画 3) 施工ヤード計画 4) 施工中の計測計画 5) 施工にあたっての留意事項なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。 <p>(15) 仮設備計画 受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画） 2) 工事中の仮排水計画（計画立案） 3) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画） 4) 給水設備（使用量、水槽容量の算定） 5) 給気設備（容量の算定） 6) 汚濁水処理設備（計画立案） 7) ストックヤード（計画立案） 8) 工事用道路計画（1/2,500 程度の地形図による概略検討） 9) 環境対策（工事中の騒音、振動対策の計画立案） 10) 施工中の計測計画（計測工配置図、計測工計器配置図）

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>11) 安全対策（計画立案）</p> <p>(16) 景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。</p> <p>(17) 関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の（6）に準ずるものとする。</p> <p>(18) ずり捨場の検討 受注者は、指定された位置を対象に、ずり捨場の概略検討を行い、その結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。なお、受注者は、設計図書の指示に基づき、ずり捨場の設計を行うものとする。</p> <p>(19) 数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(20) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。 <p>(21) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等） 3) 坑門工の位置、型式 4) 排水工、防水工、舗装工 5) 非常用施設計画 6) 施工計画及び仮設備計画 7) 施工中の計測計画 8) 工事実施にあたっての留意事項 	<p>11) 安全対策（計画立案）</p> <p>(16) 景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。</p> <p>(17) 関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の（6）に準ずるものとする。</p> <p>(18) ずり捨場の検討 受注者は、指定された位置を対象に、ずり捨場の概略検討を行い、その結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。なお、受注者は、設計図書の指示に基づき、ずり捨場の設計を行うものとする。</p> <p>(19) 数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(20) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。 <p>(21) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等） 3) 坑門工の位置、型式 4) 排水工、防水工、舗装工 5) 非常用施設計画 6) 施工計画及び仮設備計画 7) 施工中の計測計画 8) 工事実施にあたっての留意事項

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
第9章 道路施設点検	
第2節 道路防災カルテ点検 第6902条 道路防災カルテ点検 <p>1 業務目的 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p>	第2節 道路防災カルテ点検 第6902条 道路防災カルテ点検 <p>1 業務目的 道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p>
第3節 橋梁定期点検 第6903条 橋梁定期点検 <p>1 業務目的 橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 1) 業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>① 安全管理計画 2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務内容 ⑦仮設備計画 ② 対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械 ③ 現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ④ 業務実施方針 ⑩環境対策 ⑤ 実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥ 実施工程表 <p>実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。</p> <p>3) 部材番号図等の整備 受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 1) 現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困</p>	第3節 橋梁定期点検 第6903条 橋梁定期点検 <p>1 業務目的 橋梁定期点検は、橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行いうえで必要な情報を得ることを目的とする。</p> <p>2 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 1) 業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>① 安全管理計画 2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 業務内容 ⑦仮設備計画 ⑧ 対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械 ⑨ 現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ⑩ 業務実施方針 ⑩環境対策 ⑪ 実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑫ 実施工程表 <p>実施体制については、橋梁検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。</p> <p>3) 部材番号図等の整備 受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 1) 現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水枠あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 緊急対応が必要な場合の報告 受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>(3) 橋梁点検員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め監督職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。</p> <p>(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 近接目視点検 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 損傷程度の評価 点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。</p> <p>3) 定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書作成するものとする。</p> <p>4) 緊急対応が必要な場合の報告 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>(5) 第三者被害予防措置 受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 打音検査及び第三者被害予防措置 打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマができる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 遠望目視及び非破壊検査 1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィー法）」を採用する場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 第三者被害予防措置結果の記録 第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。</p> <p>4) その他 予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>(6) 関係機関との協議資料作成 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</p>	<p>難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水枠あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 緊急対応が必要な場合の報告 受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>(3) 橋梁検査員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁検査員を定め監督職員に提出するものとする。なお、橋梁検査員は、客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。</p> <p>(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 近接目視点検 点検は近接目視・打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 損傷程度の評価 点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。</p> <p>3) 定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検記録様式を作成するものとする。</p> <p>4) 緊急対応が必要な場合の報告 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>(5) 第三者被害予防措置 受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 打音検査及び第三者被害予防措置 打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマができる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 遠望目視及び非破壊検査 1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィー法）」を採用する場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 第三者被害予防措置結果の記録 第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。</p> <p>4) その他 予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>(6) 関係機関との協議資料作成 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。</p>	<p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。</p>

土木設計業務等委託必携 新旧対照表

(旧) 令和7年6月	(新) 令和8年2月
<p style="text-align: center;">現場技術業務委託共通仕様書 第1章 総則</p> <p>第1033条 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">現場技術業務委託共通仕様書 第1章 総則</p> <p>第1033条 保険加入の義務</p> <p class="list-item-l1">1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p class="list-item-l1">2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>